

よくあるご質問

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/1020FAQ.pdf>

より、ドミニカ共和国からのレジデンストラックを利用する査証申請及び日本入国に関連する質問を抜粋したものです。

令和2年11月20日時点

(提出書類について)

Q9. 「誓約書」の様式が変更になりましたが、旧様式の「誓約書」で在外公館で査証申請中/発給済です。入国時の検疫で受け付けられますか。

A. 旧様式で大使館での受け付けを終えている場合、新様式で再度発行する必要はありませんが、まだ手続きを終えていないのであれば新様式での発行が望ましいです。なお、誓約内容については、新様式の防疫事項の措置をとってください。

Q10. 今後も提出すべき書類等の情報が更新される場合には、どのようにそれを把握すればよいでしょうか。

A. 提出書類が更新される場合や「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」に係る情報が更新される場合には、外務省 HP でお知らせしますので随時ご確認をお願いします。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

Q11. 誓約書や出国前検査証明などの必要書類については乳幼児であっても必要でしょうか。

A. 全ての年齢を対象としているので、乳幼児であっても必要です。

Q12. 「誓約書」には、これまで受入責任者の自署や法人印の押印が求められていましたが、現在の書式にはその記載が無くなっているため、今後は不要ということでしょうか。また、新たに法人番号の記入が求められていますが、これは必須でしょうか。法人番号がない場合はどうしたらよいでしょうか。

A. 10月30日に更新された書式から、受入責任者の自署や法人印の押印は不要となりました。したがって、必要情報は手書きや印字で問題ありません。また、「法人番号」は、国税庁が通知する法人番号を記載ください。法人番号の指定対象外の団体の場合は、誓約書の受入企業・団体の対象にはなりません。

Q13. レジデンストラックの誓約書から「入国前14日以内に入国拒否対象地域に滞在歴がないことを保証すること」の記載がなくなっていますが、誓約事項ではなくなったのでしょうか。

A. 対象国・地域からレジデンストラックを利用する場合及び10月1日からの新規入国措置を利用する場合、本邦入国前14日以内に入国拒否対象地域に滞在していても問題ありません。

(在外公館での申請について)

Q22. 出張等の短期商用目的の滞在であっても、申請時に受入団体（用務先企業等）の招待状等が証明として必要になりますか。

A. 「全ての国・地域からの新規入国措置」又は「レジデンストラック」を利用する場合、通常の査証発給等に必要書類（招へい理由書、身元保証書等、日本側受入企業・団体が提出する書類を含む）に加えて、受入企業・団体の受入責任者が作成する「誓約書」が必要となります。それぞれの定型書式は、外務省 HP で入手いただけます。

す。(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html)

Q23. 「誓約書」の「渡航目的」の欄には、どのような内容をどの程度詳しく書くべきでしょうか。記載内容によって査証が発給されない可能性があるでしょうか。

A. 対象者の渡航目的が真に急を要し、必要不可欠なものである必要がありますので、記載内容がこれに該当しない場合には「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」を利用することはできません。「渡航目的」として記載頂く内容は、このような緊急性と必要性が分かるように具体的に記載をお願いします。

Q24. 日本出国予定日が未定の場合、「誓約書」の本邦滞在予定期間はどのように記入すべきでしょうか。

A. 在留資格認定証明書に記載の本邦滞在可能期間を記載ください。短期商用目的の訪日の場合は、滞在予定期間を記載ください。

Q25. 査証申請後にLINEをインストールするスマートフォンの電話番号や入国日に変更が生じた場合、在外公館に修正後の「誓約書」を提出する必要はあるのでしょうか。

A. 査証発給前に電話番号や入国日に変更が生じた場合は、在外公館に修正後の「誓約書」を再提出してください。査証発給後に変更が生じた場合は、入国の際に検疫官に修正後の「誓約書」を提出してください。

(更問) 出発直前にLINEをインストールするスマートフォンの電話番号や入国日に変更が生じ、誓約書の修正が間に合わない場合、検疫にて変更を申し出ることが可能でしょうか。

A. 入国時の空港検疫にて変更を申し出ることが可能です。

Q26. 日本で起業するために入国する外国人が「誓約書」に記載できる受入企業・団体が存在しない場合、受入企業・団体の欄は空欄で問題ないでしょうか。

A. 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」は、企業・団体側の保証の上で成り立っている制度であるため、受入企業・団体欄を空欄とすることは不可です。受入企業・団体を探していただき、必要事項を記入していただく必要があります。

Q27. 「誓約書」は原本が必要でしょうか。

A. 在外公館での査証申請時(外国人の場合のみ)及び入国時の検疫(外国人・日本人共通)にて「誓約書」の写しを提示・提出する必要がありますが、特段の疑義があると判断される場合を除き、原本の提示・提出は求めません。他方、「誓約書」の原本については、作成した受入企業・団体が少なくとも対象者の入国から6週間、責任をもって保管し、当局の求めがあった場合には提示・提出する必要があります。

Q28. 「誓約書」の「受入責任者」には、受入企業・団体のどのようなランクの人が必要でしょうか。

A. 受入責任者は必ずしも企業・団体の長である必要はありませんが、誓約書に記載された事項を対象者が遵守することを主体的に指導・監督することができる方である必要があります。

Q29. 「誓約書」の効力はいつからいつまででしょうか。

A. 「誓約書」の効力は、基本的には入国後14日間継続します。

(※)「受入企業・団体は、対象者の本邦入国後14日間における全ての滞在場所等について、本邦活動計画書ど

おりに実施するため必要な管理を行うこと。また、本邦入国後やむを得ない日程変更等によって対象者により同計画書にない行動がとられた場合には、当初の計画の変更内容を記した報告書を、原則として日本入国時に本邦活動計画書を提出した検疫所に提出すること。ただし、滞在期間が14日間以内となる者については対象者の本邦出国時に空港の検疫所に提出しても差し支えない。」

Q30. 「誓約書」について、外国人従業員（又は団体職員）の家族の受け入れであっても従業員（または団体職員）の所属する企業・団体が受入責任者とならなくてはいけないのですか。空欄でも問題ないでしょうか。

A. 10月1日からの措置についても企業・団体側の保証の上で成り立っている制度であるため、受入企業・団体欄を空欄とすることは不可です。受入企業・団体を探していただき、必要事項を記入していただく必要があります。

Q31. この度、外国人従業員の家族を受け入れます。「誓約書」の訪日目的の欄は真に急を要し必要不可欠な理由とありますが、このようなケースでは具体的にどのように書けばよいでしょうか。

A. 「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」については、在留資格認定証明書又は戸籍謄本等をお持ちであれば、「誓約書」がなくても査証申請していただけます。「家族滞在」の在留資格については、国際的な人の往来が制限されている中で、なぜこのタイミングで訪日する必要があるのかについて端的に記載いただく必要があります。

Q32. 査証申請時に、2019年10月1日以降に発行され、有効期限の切れた在留資格認定証明書を提示の上申請する場合に提示が必要となる「『引き続き在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入が可能である』ことを記載した文書」は、原本が必要でしょうか。また、フォーマットはありますか。

A. 「『引き続き在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入が可能である』ことを記載した文書」は原則として原本の提出をお願いしております（ただし、郵送等の事情により原本の提出が難しい場合には写しを提出いただくことで構いません）。定められたフォーマットはありませんので、任意の書式で問題ありません。

Q35. 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」の査証の審査は先着順でしょうか。また発給数は国・地域ごと、日ごとなどで上限が設けられているでしょうか。

A. 査証の審査は、必要な書類等が揃っていることを前提として、先着順で審査を行います。「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」は、感染症再拡大の防止と両立する形で、例外的な人の往来を部分的・段階的に試行していくものであり、その目的を達成するために、在外公館における査証の発給数などについて必要な調整を行う可能性があります。

Q36. 「誓約書」、「本邦活動計画書」等提出書類の内容に関する審査はありますか。その場合、結果が出るまでの程度の時間がかかるのでしょうか。

A. 在外公館等での査証申請時（外国人の場合のみ）及び入国時の検疫（外国人・日本人共通）にて申請書類に不備がないことを確認します。この際、「誓約書」及び「本邦活動計画書」は写しを提示・提出する必要がありますが、特段の疑義があると判断される場合は、原本の提示・提出を求める場合があります。在外公館等における審査時間については、できる限り迅速に対応していきます。

（入国前の検査について）

Q37. 出国前72時間以内に受ける検査の費用は誰が負担しますか。

A. 企業又は出国者ご本人でご負担頂きます。

(入国前のアプリの設定について)

Q38. LINE アプリ・接触確認アプリ (COCOA)・地図アプリを使用可能なスマートフォンを持つ者のみ申請可能という点について、外国の携帯キャリアのスマートフォンでも可能ですか。

A. 外国の携帯キャリアでも可能です。ただし、LINE アプリのインストール自体は可能であってもアプリを介した健康フォローアップのシステムは、海外電話番号 (海外 SIM) や日本語以外の言語には対応していないため、その場合は LINE アプリの健康フォローアップのみ、企業の受入責任者 (受入責任者を代理する者も可) に代行していただくことになります。詳細は厚生労働省 HP をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html#Q6-1

Q39. 受入企業・団体がスマートフォンを貸与したり、LINE の健康フォローアップを代行する場合、在外公館での申請において何らかの確認が行われるのでしょうか。

A. 申請時点で手続きを行うものではなく、入国時の検疫にて、各種のアプリの導入やアプリを活用した健康フォローアップについて理解・同意しているかを確認させていただきます。LINE アプリを通じた健康フォローアップに対して毎日連絡がない場合や、対象者が陽性と判明し保健所の調査にご協力いただく際に接触確認アプリのインストールや位置情報の保存が確認できない場合等には、誓約違反と見なします。誓約違反をした企業・団体については、関係当局により名称を公表され得るとともに、今後当該企業・団体の招へいする者に対し、本件措置に基づく本邦入国が認められなくなる可能性があります。また、対象となる外国人の方が、誓約書における同意事項に反したことが明らかとなった場合など、不実の記載のある文書等により査証の申請を行い、上陸許可を受けたと認められる場合には、在留資格取消手続・退去強制手続の対象となる可能性があります。

Q40. 対象者 (主に入国する外国人) のスマートフォンに LINE アプリ・接触確認アプリ (COCOA) のインストール、位置情報が保存されているかの確認はどのタイミングで行うのでしょうか。

A. 空港での検疫及び入国審査において対象者の申告等により確認することとしており、スマートフォンの端末にて実際に確認することはしません。ただし、後にインストールされていないこと等が判明した場合には、誓約違反として受入企業・団体名を公表する他、今後当該企業・団体の招へいする者に対し、本件措置に基づく本邦入国が認められなくなる可能性があります。また、対象となる外国人の方が、誓約書における同意事項に反したことが明らかとなった場合など、不実の記載のある文書等により査証の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、在留資格取消手続・退去強制手続の対象となる可能性があります。なお、受入企業・団体が対象者 (主に入国する外国人) に貸与するスマートフォンを制限区域出場後の出迎えポイントで手交する場合、空港での検疫及び入国審査における確認の際には、入国後に受入企業・団体から受け取り、アプリをインストールする予定である旨ご説明ください。詳細は厚生労働省 HP をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html#Q6-1

Q41. 対象者は必ず 1 人につき 1 台ずつスマートフォンを所持しなければならないのでしょうか。スマートフォン所持に必要な費用は対象者または受入企業・団体の自己負担でしょうか。

A. 接触確認アプリ及び位置情報アプリについては、個人単位での対応が必要となりますので、対象者個別にスマ

ートフォンをご用意ください。所持にかかる費用は、受入企業・団体又は対象者でご負担頂きます。

(更問) 家族での入国となりますが、子供がまだ小さい場合であっても用意する必要がありますでしょうか。

A. 接触確認アプリ、位置情報の保存ができているスマートフォンを、1人1台所持していただくようにしていますが、小さいお子様など、付き添いなしで移動できない場合は、スマートフォンを持たせる必要はございません。

Q42. LINE アプリ、接触確認アプリ、地図アプリ等の導入・設定等について、入国時に空港の検疫・入管で確認するとのことですが、受入企業・団体が対象者に14日間スマートフォンを貸与する場合、対象者の出国までに日本から現地に貸与するスマートフォンを郵送しなければならないということでしょうか。

A. 受入企業・団体が対象者(主に入国する外国人)にスマートフォンを貸与する場合は、制限区域出場後の出迎えポイントで手交頂くことも可能です。空港での検疫及び入国審査における確認の際には、入国後に受入企業・団体から受け取り、アプリをインストールする予定である旨ご説明ください。

(医療保険への加入について)

Q43. 医療保険への加入は、本邦への入国後でもかまわないのでしょうか。

A. 入国前に加入して頂くことが前提ですが、やむを得ない事情がある場合、空港内など本邦到着直後に加入して下さい。

Q44. 医療保険への加入手続きのために外出する場合、「14日間の自宅待機」義務に違反することになるのでしょうか。

A. 外出を要することにならないよう、出国前やオンラインでの加入をお願いします。

Q45. 医療保険への加入を証明する書類の提出は必要でしょうか。必要な場合、どのような書類を用意すればよいのでしょうか。また、出国前に母国で保険の加入手続きをしたものの日本入国時に保険証券がまだ手元に届かない場合はどうしたらよいでしょうか。

A. 保険証券等を確認させていただくことがあります。また、事後的に入国時(または入国直後)に未加入であったことが発覚した場合には、「誓約書」違反となり、受け入れ企業・団体名の公表、本措置の利用禁止等の措置をとることがあります。また、入国時に保険証券が手元にない場合には、加入申込手続きの際の本人控え(インターネットでの加入手続きの場合は保険会社からの確認メール等をプリントアウトしたもの)等を入国時にご用意ください。

Q46. 「誓約書」の記載のとおり、公的保険に入っていれば、民間医療保険に加入していなくても問題ないでしょうか。

A. 入国した日から日本の公的医療保険制度に加入ができる場合には民間の保険への加入は不要です(この場合誓約違反とはなりません)が、たとえ1日でもタイムラグが生じる場合はその期間は民間の医療保険に加入する必要があります。

(更問) 入国時に社会保険に加入することが決まっているのですが、保険証等が手元にない場合にはどうしたらよいですか。

A. 入国後に社会保険(公的医療保険)への加入を予定している場合には、対象者の入国前に、受入企業・団体が

社会保険への加入手続きを進め、対象者は入国当日中に社会保険へ加入することを受入企業・団体が証明する書面又は確認メール等をプリントアウトしたものを入国時にご用意ください。

(更問) 民間医療保険について、長期滞在や滞在期間が確定していないことを前提とした保険商品が見つからないのですが、その場合は公的医療保険制度に加入するまでの空白期間ができて良いですか。どうしても入る必要があれば、具体的な保険商品を紹介してもらえますか。

A. 在留資格に基づき認められる滞在期間をカバーする民間医療保険に加入の上、入国後に公的医療保険制度への加入手続きを速やかに行うことで空白期間が生じないようにして下さい。また、保険加入の空白期間を埋める民間医療保険への加入は受入企業・団体の責任の下で自主的にご対応願います。なお、加入すべき民間医療保険の種類としては、入国者が加入しているクレジットカードに付帯しているもの、出国前に自国の民間医療保険会社にて加入するもの等があります。

Q47. 健康保険などの公的医療保険では事業主も保険料の費用負担をしますが、民間医療保険への加入では、加入者本人に全額負担させても問題ないのでしょうか。

A. 民間医療保険の保険料の負担は、企業・加入者のどちらが負担しても構いませんが、誓約書に記載の通り、企業の責任において保険加入していることを担保して頂く必要があります。

(本邦への帰国・入国について)

Q48. 日本への渡航便は誰が手配するものですか。政府があっせんしてくれますか。

A. 日本への渡航便は、ご自身で手配をいただくことになり、政府であっせんすることはありません。ご利用者自身から各航空会社にお問合せいただくこととなります。

Q49. 受入企業・団体が対象者（主に入国する外国人）にスマートフォンを貸与する場合、空港での検疫・入国審査の過程での手交は可能ですか。

A. 不可です。基本的に空港を出た後、制限区域出場後の出迎えポイントでの手交を想定しています。なお、日本入国前に海外にいる対象者に事前にスマートフォンや日本で使用可能なSIMカードを送付することは可能です。

Q50. 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」を利用できる国内空港はどこになりますか。また地方空港は含まれますか。

A. 11月現在、国際旅客便の到着があり、利用できる空港は、成田空港、羽田空港、関西空港、中部空港、福岡空港です。

(入国後14日間)

Q52. 宿泊先施設については、スペック（動線、共用部分の扱い）等、何らかの要件が課せられますか。ホテルでも問題ないでしょうか。受入企業・団体等で確保する必要があるのでしょうか。

A. 個室、バス、トイレの個別管理等ができる施設を確保してください（ホテル、ウィークリーマンション等でも可能です。個室の外にキッチンなどの共用スペースがある場合は、当該共用スペースは利用しないでください）。少なくとも入国後14日間分については、宿泊施設は受入企業・団体で確保いただく必要があります。

(更問) 個室管理等が必要とのことですが、一つの個室に複数名滞在しても良いですか。

A. 対象者の方が1人で入国されたとしてもグループで入国されたとしても、いずれにおいても一つの個室に複数名の滞在はできません。

(更問) 家族で入国する場合も個室管理等が必要でしょうか。

A. 家族の同室での滞在を禁止するものではありません。原則、接触する者は必要最小限にすることを前提としておりますが、小さいお子様がいるなど、生活をする上で同居が必要である場合を考慮して、同室管理を可能としています。

(更問) バス、トイレ、キッチン等が共用の場合、消毒等を徹底しながら当該共用スペースを時間管理もしくは専用とすることにより個人に利用させても問題ないですか。

A. バス、トイレは専用のもとし、共用は避けてください。キッチンについて、共用スペースで調理を行うことは感染防止策として不適切であるため利用を控えてください。(「誓約書」では、マスク着用、手指消毒の徹底、「3密」回避等も求めています。) なお、共用部分を使用しなければならない場合は、各人が利用する場所を指定して専用としてください。

Q53. 14日間の自宅待機期間において、食事はどのようにすればいいでしょうか。ホテル内やホテル近くのレストラン又はコンビニエンスストアに行くことは問題ないでしょうか。また、寮の食堂などを利用することは問題ないでしょうか。

A. ホテルの内外や個室の有無を問わずレストランの利用は控えて下さい。原則として、個室管理ができる施設で待機いただき、外出はせず、人との接触を可能な限り控えていただきたいため、受入れ責任者等の方により個室に食事を配る方法のご検討をお願いいたします。

Q54. 空港から自宅待機場所までの移動手段は、複数人が同乗するマイクロバス等でも良いでしょうか。対象者ではない運転手や付き添いの者などは、その後自宅待機が必要でしょうか。

A. マイクロバス等を利用する場合、ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用、車内の換気、消毒の徹底等の必要な感染防止対策を講じてください。必要な感染防止対策を講じた場合は、運転手や付き添いの方については、必ずしも自宅待機が必要ではありません。

Q57. 入国後14日間の自宅待機期間中に住民票の転入届、国民健康保険加入手続き、銀行口座開設手続き等のために外出しても問題ないですか。

A. 原則として、個室管理ができる施設で待機いただき、外出はせず、人との接触を可能な限り控えていただきたいため、代理人等による手続きのご検討をお願いいたします。

(健康フォローアップについて)

Q58. 健康フォローアップを受入企業・団体において行う場合、機内で配布される質問票の連絡先は必ずしも誓約書の受入責任者でなくてはいけませんか。受入責任者から健康フォローアップを実施するよう指示を受けた担当者の連絡先でも認められますでしょうか。

A. 受入責任者から指示を受けた担当者が、適切に健康フォローアップを実施できるのであれば認められます。

Q59. 入国後本人が国内電話番号を取得したため、LINEの健康フォローアップを受入企業・団体から本人に変更することは可能でしょうか。

A. 誓約書に記載している電話番号の持ち主が健康フォローアップを実施する必要があり、変更はできません。

(空港での検疫～検査結果判明まで)

Q60. 本邦空港で受ける検査の費用は誰が負担するものですか。

A. 日本入国時に空港検疫で行われる検査については、国が行いますので、ご本人に負担を求めることはありません。

Q61. 検査で陽性と判明した場合、入国できないのでしょうか。

A. 新型コロナウイルス感染症は、指定感染症として取り扱われることとなっており、外国人患者は入管法第5条第1項第1号に該当することから、原則として上陸することはできません。なお、検疫で陽性と判明した方は、検疫所により、病院や療養施設への「隔離」又は「停留」等の措置が講じられることとなります。退院後、入国しようとする場合は、入国審査において退院後の状況を踏まえつつ、個別に判断することとなります。詳細については入管庁お問合せ先までご連絡ください。

Q62. 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」を利用して入国・帰国した対象者の新型コロナウイルス感染症の検査の結果判明までの待機場所は国が用意してくれますか。

A. 原則として当日中に検査結果が判明することから、その間は空港内で待機頂きます。ただし、午後遅い便で到着するなどにより、検査結果の判明が翌日になる場合には、空港が閉館することで、空港内で待機ができない場合がありますので、別途受入企業・団体側で待機場所（結果判明前のため、他者と一切接触しないような個室管理のできる施設であり、当該施設へは公共交通機関を使用せず移動する。）を確保する必要があります。空港毎の閉館時間等が異なりますので、必要に応じて、事前に各検疫所へご照会ください。なお、空港外で待機中に陽性の結果を検疫所より受けた際には受入企業・団体の責任において公共交通機関を使用せず検疫所の指示する場所へ陽性者を移送してください。

(検査結果判明後～入国後14日間)

Q63. 対象者（主に入国する外国人）のLINEによる健康フォローアップを、受入企業・団体の責任者が代行（受信・回答）することは可能ですか。

A. LINEアプリが多言語に対応していないため、健康フォローアップが日本語で行われることとなります。また、海外電話番号（海外SIM）のスマートフォンにはLINEアプリはインストールできても、健康フォローアップのシステムは対応していません。もし対象者が日本語での質問等に対応できなかつたり、日本語での質問等には対応できるが海外電話番号（海外SIM）のスマートフォンしか所持していない場合は、受入企業・団体の責任者にて代行をお願いします。

(更問) 対象者の人数にかかわらず代行可能ですか。

A. 対象者の人数にかかわらず、受入企業・団体の責任者を通じて代行いただくことは可能です。

以上のそれぞれのQ&Aについて、さらなる詳細を把握されたい方は、内容に応じて以下の各お問合せ先までご連絡ください。

○本邦入国時の入国審査について

出入国在留管理庁 出入国管理部 審判課 電話番号 03-3580-4111 (内) 4446/4447

○本邦入国のための査証関連の手続きについて

(対象国・地域への渡航のための査証関連のお問合せは各国・地域の在京大使館等にお問合せください)

外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション (ビザ申請に関する相談) 電話: 0570-011000 (ナビダイヤル: 案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。) 一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○各種防疫措置 (14日間待機、公共交通機関不使用、接触アプリ、地図アプリを通じた位置情報の保存) や民間の医療保険の加入について

厚生労働省の電話相談窓口 電話: 0120-565653

○その他の防疫措置(健康フォローアップ、空港検疫における検査等)について

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室 電話番号 03-5253-1111 (内) 2468

(厚生労働省 水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q3-1)

○外国人技能実習制度について

(国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に係る手続きを除く)

※国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関連した外国人技能実習制度についてのよくあるご質問については、外国人技能実習機構の HP に掲載されている「技能実習生がレジデンストラックを利用して入国する場合に関するよくあるご質問」をご確認ください。(https://www.otit.go.jp/CoV2/)

○企業からの一般的なご相談について

(防疫措置や手続きの詳細運用、技能実習、特定技能に関する詳細運用等除く)

経済産業省 水際対策担当 電話番号 03-3501-1511 (内) 2944

(受付時間 9:30~18:15)

○航空便について

国土交通省 航空局 危機管理室 電話番号 03-5253-8700

以上